

ローレルコート真美ヶ丘団地管理規約(第5章管理第1節総則第18条)改定比較表

現 行 規 約	改 定 規 約
<p style="text-align: center;">第 5 章 管 理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総 則</p> <p>(団地建物所有者)</p> <p>第18条 団地建物所有者は、対象物件について、その価値および機能の維持増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 管 理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総 則</p> <p>(団地建物所有者)</p> <p>第 18 条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 前項にいう管理の実行を充実させるため、区分所有者は、その専有部分を譲渡又は貸与するときは、共同生活環境が侵害される恐れのある者、暴力団構成員及びこれらに準ずる者(以下「暴力団構成員」という。)又は暴力団関係者等に譲渡又は貸与してはならない。</p> <p>3 区分所有者は、自ら暴力団構成員となり、又はその専有部分を暴力団事務所として使用してはならない。</p> <p>4 区分所有者は、その専有部分に暴力団構成員又は暴力団関係</p>
	<p>者等を居住させ又は反覆して出入りさせてはならない。</p> <p>5 専有部分に暴力団構成員又は暴力団関係者等が居住し又は反覆して出入りするときは、他の区分所有者全員は、總會の決定に基づき、当該専有部分の区分所有者に対し、その専有部分の全面的使用禁止を請求することが出来る。その交渉について、弁護士に委託する事ができる。</p> <p>6 前項の決議は、議決権の各4分の3以上の多数である。</p> <p>7 第5項の訴訟手続きに要する費用(弁護士費用を含む)は、当該専有部分の区分所有者が負担する。</p> <p>8 区分所有者は、管理者が円滑な管理運営を行うため、専有部分の譲渡又は貸与及びその更新をするときは、その予定日より7日以前に管理組合が作成した所定の書面に、各々署名捺印し、管理者宛に届出なければならない</p> <p>9 管理組合は、第8項の届出者類を検討し、必要な場合は信用調査を行い入居予定者が不適応又はその可能性があるかと判断した場合は、区分所有者に対し、譲渡又は貸与の中止勧告を</p>
	<p>することができる。</p> <p>10 第2項の規定を遵守しないことによって、他に迷惑又は損害を与えたときは、その区分所有者はこの排除と賠償の責に任じなければならない。</p> <p>11 区分所有者は第三者に使用させ、万一占有者が退去の際、管理組合に損害を与えた場合は、区分所有者の責任において賠償するものとする。</p> <p>12 第22条に定める管理費、修繕維持積立金及び第26条に定める専有駐車場の管理費、修繕維持積立金及び第27条に定める使用料及び手数料等は事由の如何を問わず、現に区分所有権を有する組合員が納付しなければならない。</p>

誓 約 書

平成 年 月 日

ローレルコート真美ヶ丘団地管理組合

管理者 _____ 殿

(住 所)

(区分所有者)

印

(電話番号)

私はローレルコート真美ヶ丘団地 _____ 号の区分所有権を取得するにあたり、下記の事項を承知し、管理規約及び諸規則を遵守することを誓約します。

1. 区分所有者は、ローレルコート真美ヶ丘団地(以下「本物件」という。)について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。
2. 区分所有者は、本物件の専有部分を譲渡又は貸与するときは、共同生活環境が侵害される恐れのある者、暴力団構成員及びこれらに準ずる者(以下「暴力団構成員」という。)又は暴力団関係者等に譲渡又は貸与してはならない。
3. 区分所有者は、自ら暴力団構成員となり、又はその専有部分を暴力団事務所として使用してはならない。
4. 区分所有者は、その専有部分に暴力団構成員又は暴力団関係者等を居住させ又は反覆して出入りさせてはならない。
5. 区分所有者は、その専有部分に暴力団構成員又は暴力団関係者等が居住し又は反覆して出入りするときは、他の区分所有者の全員は総会の決定に基づき、当該専有部分の区分所有者に対し、その専有部分の全面的使用禁止を請求することが出来る
6. 第5項の訴訟手続きに要する費用(弁護士費用を含む)は、当該専有部分の区分所有者が負担する。

以上

※受付日 平成 年 月 日